

あなたは大丈夫？

旅行契約の トラブル

「旅行会社が倒産してしまった」「旅程が変更になったのに返金がなかった」など、旅行契約に疑問を感じたことはありませんか？

今月号では、旅行契約における保証制度をいくつかご紹介します。

【保証金制度】

旅行契約は前払い方式のため、旅行者の倒産などの事態に備え、消費者を保護する保証金制度があります。この制度は、消費者がほかの一般債権者に優先して弁済を受けられる制度です。旅行者が旅行業協会の加入会員である場合の弁済業務保証金制度と未加入会員の場合の営業保証金制度があります。

○弁済業務保証金制度

旅行業協会が正会員の旅行会社の分担金をまとめて弁済業務保証金とし、倒産などの場合に消費者に弁済限度額の範囲で還付手続きを行います。弁済限度額は営業保証金と同額です。

○営業保証金制度

旅行業法により、旅行者は



登録別に定められた『営業保証金』の供託が義務付けられています。倒産した場合には、この営業保証金の限度内で消費者に弁済する制度です。

営業保証金の金額は旅行会社の前年度取引額に応じて決まり、取引額が多ければ営業保証金も多くなります。

【旅程保証と変更補償金】

旅行会社に過失がなくても契約内容に『重要な変更』があった場合には、一定の補償が受けられる旅程保証があります。パッケージツアーや修学旅行、社員旅行といった受注型企画旅行に適用されます。旅行の内容に重要な変更があった場合は旅行代金の一定割合が変更補償金として支払われます。

▼問い合わせ 市民サービスG

(☎853491)

人が輝き まちがときめく

仲間たち Group

登別窯の会

『登別窯の会』は、昭和54年に恵寿園で、老人の生きがいづくりのため発足したのが始まりです。その後、昭和59年に現在の幌別町7-24-1の老人趣味の作業所に窯を移設しました。

現在、会員は60代から80代までの18人。老人趣味の作業所で、土曜日、祝日以外は自由に来て、作品づくりに励んでいます。

「陶芸の魅力は、自分の思った作品を自由に作れることです。最近では、湯飲み茶碗や花瓶のほか、物からペン立てまでアイデア溢れる作品を自由につけています」と話すのは、会長の古瀬幸生さん。

「窯の中に入れる場所一つ変えても色が変わり、一つとして同じものはできません。会では、受け継がれてきた技術を、古くからい

る会員が新しい会員に伝えていきます。作品を制作中は、陶芸の話はもちろん、たわいない世間話などをおしゃべりしながら、楽しく制作しています」と小林さんは話してくれました。

会では、毎年市民文化祭で陶芸作品展を行ったり、チャリティーを行い、売り上げの一部を社会福祉協議会に寄付しています。

総務を担当している須藤勉さんは、「作るだけでなく、それを使うのもまた、陶芸の大きな魅力ですね。プレゼントとしてもとても喜んでもらえます。人と比べないこと、競争しないことが大切ですね」と笑顔で答えてくれました。

入会のほか、小グループ（親子など）での陶芸体験も受け入れられています。お問い合わせは古瀬さん（☎881307）までどうぞ。



頭と指を使い、楽しく世間話をしながら作品づくりに励んでいます



▲素焼きの窯入れの様子